

## ○雲南市ソフト産業立地促進助成金交付要綱

令和3年8月27日

告示第339号

(趣旨)

第1条 雲南市産業振興条例（平成17年雲南市条例第1号。以下「条例」という。）第3条の規定による支援については、雲南市産業振興条例施行規則（平成17年雲南市規則第1号。以下「規則」という。）及び雲南市補助金等交付規則（平成16年雲南市規則第44号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 家賃等 月額又は年額で契約された賃貸料及び賃貸契約に明示された共益費の定額で負担するものをいい、敷金、礼金など入居の際に必要な一時金や共益費のうち使用実績により負担額が確定するもの並びに消費税及び地方消費税相当額は含まない。
- (2) 情報通信費 業務に直接要する通信料、インターネット接続サービス利用にかかる経費及びシステム料をいい、通信回線の導入にかかる初期費用（資産となるものを含む。）及び機器使用料並びに消費税及び地方消費税相当額は含まない。
- (3) 助成事業開始日 規則第2条第9号に掲げる増加常用雇用者が3人以上となった日又は規則第7条による認定を受けた日のうちどちらか遅い日をいう。

(助成措置)

第3条 市長は、規則第7条による認定を受けた規則第3条第2号に掲げる企業（以下「認定企業」という。）に対して、当該年度の予算の範囲内において、次に掲げる雲南市ソフト産業立地促進助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

- (1) 家賃助成金
- (2) 通信費助成金

(家賃助成金)

第4条 家賃助成金の額は、立地に係る家賃等の月額の2分の1以内（1,000円未満の端数が生じる場合はその端数を切り捨てた額）とし、月額20万円を上限額とする。ただし、月額が坪当たり1万円を超える部分については助成対象としない。

2 家賃助成金の交付は、助成事業開始日の属する月の翌月（当該助成事業開

始日が月の初日の場合は当該月) から 8 年以内とし、当該年度の交付額を算定し交付する。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象としない。

- (1) 企業の役員が賃貸者である場合 (賃貸者の役員である場合を含む。)
- (2) 企業が賃貸者との資本関係において、50 パーセント以上出資している場合又は出資を受けている場合  
(通信費助成金)

第 5 条 通信費助成金の額は、立地に係る情報通信費の月額額の 2 分の 1 以内 (1,000 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り捨てた額) とし、月額 20 万円を上限額とする。

2 通信費助成の交付は、助成事業開始日の属する月の翌月 (当該助成事業開始日が月の初日の場合は当該月) から 8 年以内とし、当該年度の交付額を算定し交付する。

(交付申請)

第 6 条 第 3 条に規定する助成金の交付を受けようとする認定企業は、雲南市ソフト産業立地促進助成金交付申請書 (様式第 1 号) に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 雇用の状況が確認できる資料
- (2) 助成金の算定根拠等が確認できる資料
- (3) その他必要と認める資料

(交付決定及び額の確定)

第 7 条 市長は、前条の規定により提出のあった申請書の内容を審査し、助成金の交付の可否の決定及び額の確定を行い、雲南市ソフト産業立地促進助成金交付決定 (確定) 通知書 (様式第 2 号) により申請者に通知するものとする。

(届出)

第 8 条 認定企業は、次に掲げる事由が生じたときは、市長に届け出なければならない。

- (1) 操業を開始し、増加常用雇用者が 3 人以上になったとき。(雲南市ソフト産業立地促進助成金助成事業開始届 (様式第 3 号))
- (2) 操業を休止又は廃止等したとき。(雲南市ソフト産業立地促進助成金助成事業変更届 (様式第 4 号))

(交付の取消し)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて返還させることができる。

- (1) 規則第 4 条及び第 5 条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) 事業を休止し、若しくは廃止し、又はこれと同様の状態に至ったとき。

(3) 企業が偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの規定に基づき既に交付された交付申請に係る助成金の交付に関しては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。